

学校法人及び準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

第1 用語の意義

この基準で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。
- (2) 専修学校等 専修学校及び各種学校をいう。
- (3) 高等学校等法人 高等学校、中学校、中等教育学校、小学校又は特別支援学校を設置することを目的とする学校法人及びこれらの学校のほか幼稚園又は専修学校等を設置することを目的とする学校法人をいう。
- (4) 幼稚園法人 幼稚園のみを設置することを目的とする学校法人及び幼稚園のほか専修学校等を設置することを目的とする学校法人をいう。
- (5) 準学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する専修学校等のみを設置することを目的とする法人をいう。

第2 学校法人及び準学校法人の寄附行為を認可する場合

高等学校等法人、幼稚園法人及び準学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

1 寄附行為について

寄附行為は、別紙「寄附行為作成例」に準じたものとし、私立学校法で定めるもののほか、特に次の事項が規定されていること。

- (1) 幼稚園法人及び準学校法人の理事の定数は6人以上であること。
- (2) 幼稚園法人及び準学校法人の業務の決定は、理事総数の過半数をもって行われるものとし、重要な事項については、評議員会の同意を得ること。
- (3) 会計処理は、学校法人会計基準により行うこと。
- (4) 解散した場合における残余財産の帰属は、地方公共団体、他の学校法人若しくは準学校法人又は教育の事業を行う公益法人のうちから選定されること。

2 立地条件について

学校又は専修学校等の立地条件が適切であり、他の学校又は専修学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

3 施設及び設備について

- (1) 施設及び設備は、学校又は専修学校等の種別に応じ、それぞれについて定める設置基準に適合するものであること。
- (2) 施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部について、この限りではないこと。
- (3) 校地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされており、かつ、開設時まで教育上支障のないように整備されるものであること。
- (4) 学校（幼稚園を除く。）の校舎及び設備を年次計画で整備するときは、次の表に掲

げる割合を下回らない限度で、かつ、教育上支障のないよう行うものであること。

	開設時まで	第1年次中	第2年次中
全体に対する割合	60%	20%	20%

(5) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校及び専修学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

(6) 施設及び設備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されているか、又は収納されることが確実であること。

(7) 入学（園）を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

4 経営に必要な財産について

(1) 学校及び専修学校等の経常経費は、当該学校又は専修学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

(2) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、学校及び専修学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されているか、又は収納されることが確実であること。この場合において第2の3の(7)を準用すること。

(3) 開設年度及びその翌年度（高等学校等法人にあっては、完成年度までの各年度）の経常経費の財源については、生徒（園児）納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、その財源に、原則として借入金を充てるものではないこと。

また、毎年度の収支の均衡が保たれるものであること。

5 役員等について

(1) 理事及び監事（以下「役員」という。）は、次の条件に適合すること。

ア 学校法人又は準学校法人（以下「法人」という。）の管理運営に必要な知識又は経験を有し、役員として社会的信望を有する者であること。

イ 単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分果たし得る者であること。

(2) 役員は、他の法人の役員を4以上兼ねていない者であること。

(3) 理事長は、他の法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。

(4) 理事である評議員以外の評議員について、法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

(5) 高等学校等法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。

(6) 高等学校等法人の事務局長その他の幹部職員は、役員配偶者又は親族等に偏っていないこと。

- (7) 幼稚園法人及び準学校法人にあっては、役員（常時勤務する者を除く。）に対し、報酬（給与に準ずるものに限る。次号において同じ。）を支給しないこと。
- (8) 財産の寄附者（その配偶者及び3親等以内の親族を含む。）を役員（幼稚園法人及び準学校法人にあっては常勤の理事に限る。）又は教職員として任用し報酬又は給与を支給する場合は、その額は社会通念上著しく高額でないこと。

6 その他

- (1) 準学校法人にあっては、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。
- (2) 規程の整備を含め、学校又は専修学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

第3 法人が学校又は専修学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

法人が学校又は専修学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

1 立地条件

立地条件については、第2の2を準用すること。

2 施設及び設備について

- (1) 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他法人の負債とならない収入が収納されているか、又は収納されることが確実であること。

なお、設置経費の財源に退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

- (2) 前項にかかわらず、幼稚園若しくは専修学校等を設置する場合又は学校教育法第51条の10の規程により中高一貫教育を行うために高等学校に併設して中学校を設置する場合であって、特別の事情があるときは、設置経費の財源の3分の1以下の範囲内で負債を充てることができること。

- (3) 施設及び設備に係るその他の事項については、第2の3（(6)を除く。）を準用すること。

3 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第2の4を準用すること。

4 役員等について

役員等については、第2の5を準用すること。

5 既設校等について

- (1) 従来設置している学校及び専修学校等（以下「既設の学校及び専修学校等」という。）の施設及び設備が、学校又は専修学校等の種別に応じて、それぞれについて定める設置基準に適合していること。
- (2) 既設の学校及び専修学校等の在籍生徒数が、原則として、次の表に掲げる学校及び専修学校等の種別に応じたそれぞれの基準を満たしていなければならないこと。

学校等の区分	基準
高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校	収容定員を超過する数が当該収容定員の20%未満
幼稚園	収容定員を超過する数が70人以下
専修学校・各種学校	収容定員を超過する数が当該収容定員の50%未満

(3) 従来設置している学校（幼稚園を除く。以下この号において同じ。）のうち完成年度を超えていないものがある場合、当該未完成の学校の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。

(4) 既設の学校及び専修学校等のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く負債総額の割合が3分の1以下であり、かつ、既設の学校及び専修学校等のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。

(5) 既設の学校及び専修学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば次の事項に留意すること。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されているかどうか、特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私立学校振興・共済事業団、社団法人北海道私学振興基金協会及び社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団、社団法人北海道私学厚生協会、社団法人北海道私立幼稚園協会及び社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会の掛金を含む。）の納付状況

6 その他

第2の6を準用すること。

第4 法人が既設の学校及び専修学校等に新たに課程、学科又は部（以下「課程等」という。）を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

法人が既設の学校及び専修学校等に新たに課程等を設置する場合に係る寄附行為の変更認可については、第3の規定を準用する。ただし、当該課程等の設置が既設の学校及び専修学校等の教育研究条件の向上又は法人の運営の改善のため必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、

法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは、基準の適用に当たり、特別の配慮をするものとする。

第5 学校法人化を志向する幼稚園が設置者を学校法人に変更する場合に係る寄附行為を認可する場合

第2の1、3の(2)、5及び6の規定を準用する。この場合において、旧設置者の負担について、施設及び設備等の充実のために要したもので適正な償還計画があり、当事者間で合意されているものについては継承を認めるものとし、当該負債については施設及び設備等に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

第6 法人が昭和51年1月11日に現に存する各種学校を専修学校にする場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

第3の規定を準用する。

第7 法人が収益事業を行う場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

法人が収益事業を行う場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

1 収益事業の種類

収益事業の種類は、別に知事が公告する事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- ア 経営が投機的に行われるもの
- イ 風俗営業若しくは風俗関連営業又はこれらに類するもの
- ウ 収益事業の規模が、当該法人の状態に照らして不適当なもの
- エ 法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの
- オ 当該法人の設置する学校の教育に支障があるもの
- カ その他法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

2 認可対象外法人等

収益事業は、次の各号のいずれかに該当する法人については、認めないこととする。

- ア 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したもの
- イ 日本私立学校振興・共済事業団、社団法人北海道私学振興基金協会及び社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団、社団法人北海道私学厚生協会、社団法人北海道私立幼稚園協会及び社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会の掛金を含む。）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受けるなど財政事情が極度に逼迫しているもの
- エ 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているもの
- オ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があるもの
- カ その他管理運営が著しく適正を欠いているもの

3 収益事業用財産

私立学校法施行規則第3条第2項に定める基本財産、運用財産及び収益事業用財産の区分によって学校の教育に支障がないこと。

4 収益事業会計

(1) 収益事業の適正を期するため、経理規定・給与規程等の諸規程が整備されていること。

(2) 収益事業会計に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われること。

5 計算書類等の報告

収益事業を行う法人は、会計年度終了後、学校の経営に関する会計（私立学校振興助成法の適用を受ける法人は、収益事業に関する会計のみ）の前年度の収支決算書並びに当該年度の収支予算書を知事に報告するものであること。

附 則

1 この審査基準は、平成12年3月15日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、第1から第6までの事項については、平成13年4月1日以降の学校若しくは専修学校等の設置又は新たな課程等の設置（実施日前に設置等認可計画書が提出されているものを除き、以下「学校等の設置等」という。）に係る法人の寄附行為の認可又は変更認可の審査から適用し、これ以外の学校等の設置等に係る法人の寄附行為の認可及び変更認可の審査については、なお従前の例によるものとする。

2 この審査基準の適用の際、現に認可されている法人については、この審査基準で定める諸条件の充足に努めるものとする。

3 「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」（昭和54年3月5日決定）、「私立幼稚園を設置する学校法人の設立等認可基準」（昭和56年12月15日決定）、「私立専修学校及び私立各種学校を設置する準学校法人の設立認可等基準」（昭和54年5月1日決定）及び「収益事業に係る学校法人の寄附行為変更認可に関する審査基準」（昭和61年1月29日決定）は、廃止する。

附 則

この審査基準は、平成13年3月13日から実施する。

附 則

この審査基準は、平成19年4月1日から実施する。